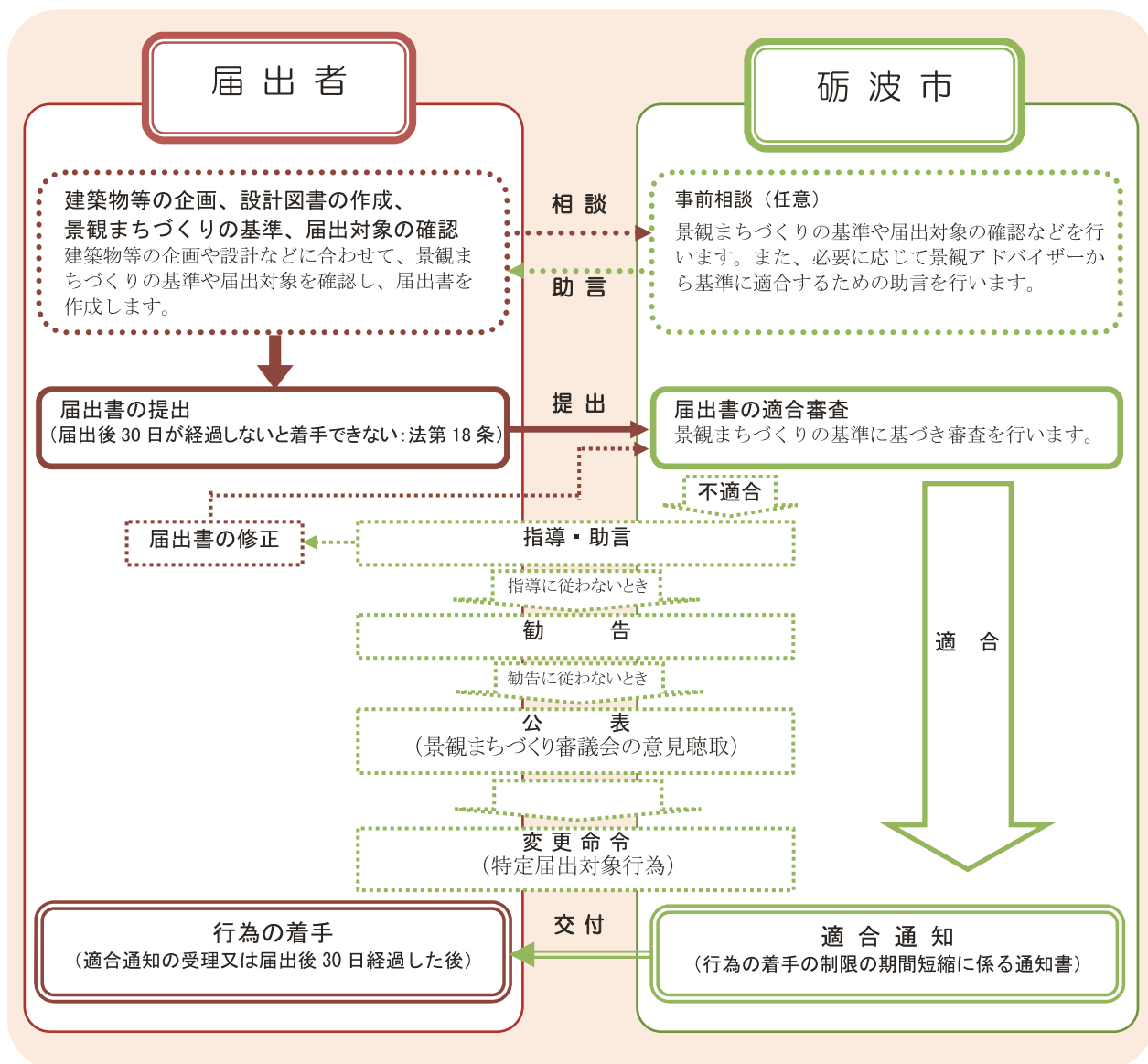


2 届出制度

(1) 届出の流れ

景観法に基づく行為の届出は、以下の流れに沿って景観形成を目指します。

届出が必要となる行為を行う場合は、当該区域の「景観形成区域の方針」、「景観まちづくりの基準」を踏まえ、周辺の景観を把握して建築物等の企画・設計を行います。届出書の適合審査には、景観アドバイザーや外部機関などからアドバイスを受けるなど、景観に配慮した行為の実施を推進します。



(2) 届出対象行為

届出対象行為は、次の*¹行為のうち、景観形成区域ごとに定める規模を超えるものとします。ただし、景観法第16条第7項に規定する適用除外行為については、届出は必要ありません。

市内で届出対象行為を行う際は、着手する30日前までに市に届け出る必要があります。

- ①建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）
- ②*²工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）
- ③開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する）
- ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く）
- ⑤屋外における土石、廃棄物、*³再生資源その他の物件の堆積
- ⑥樹木の伐採

なお、①及び②にある「建築物及び工作物」の届出が必要な行為は、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とし、形態意匠（形態又は色彩その他の意匠）に関する景観まちづくりの基準に適合しない場合は、設計変更や原状回復等が命令の対象となります。

届出対象行為に該当する場合には、本書参考資料（p95～）の届出様式による*⁴届出が必要です。ただし、国の機関又は地方公共団体（本市を除く。）が行う行為については届出は必要ありませんが、別途通知書の提出が必要となります。

- * 1 国の機関又は地方公共団体（本市を除く。）が行う行為、通常の管理行為、軽易な行為、非常災害時の必要な応急措置として行う行為、法令の許可などを受けて行う行為、仮設の建築物の建築、農林漁業を営むための土地形質の変更、規則に定める小規模な行為又は一時的な行為などは届出の対象外となります。
- * 2 工作物のうち、屋外広告物については本制度の届出ではなく、富山県屋外広告物条例に基づく届出が必要です。
- * 3 再生資源は、土砂、碎石、アスファルト混合物などの富山県建設リサイクルガイドラインのリサイクル計画に基づく再生資源等をいいます。
- * 4 届出対象行為に該当するもので届出が行われない場合や、届出内容と異なる行為が行われた場合等は、景観法第102条の規定に基づき罰則が科されます。

◆建築物

(新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)

区 分		散居景観区域	全区域(左記区域を除く)
建 築 物	新築又は移転	●高さが13mを超えるもの 又は ●建築面積が30㎡を超えるもの	●高さが20mを超えるもの 又は ●建築面積が1,500㎡を超えるもの
	増築又は改築	●増築後又は改築後の高さが13mを超えるもの 又は ●増築後又は改築後の建築面積が30㎡を超えるもの (増築又は改築に係る建築面積が10㎡以下のものを除く。)	●増築後又は改築後の高さが20mを超えるもの 又は ●増築後又は改築後の建築面積が1,500㎡を超えるもの (増築又は改築に係る建築面積が150㎡以下のものを除く。)
	外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	●届出対象行為に該当する建築物の外観面積の1/2を超える変更	●届出対象行為に該当する建築物の外観面積の1/2を超える変更

◆開発行為

区 分	散居景観区域	全区域(左記区域を除く)
開 発 行 為	●行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの	●行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じるのり面の高さが5m、長さが10mをそれぞれ超えるもの

◆土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

区 分	散居景観区域	全区域(左記区域を除く)
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更 (地盤面下の行為を除く。)	●行為に係る土地の面積が1,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じるのり面の高さが5m、長さが10mをそれぞれ超えるもの	●行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じるのり面の高さが5m、長さが10mをそれぞれ超えるもの

◆屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

区 分	散居景観区域	全区域(左記区域を除く)
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積 (90日以内の物件の堆積を除く。)	●行為に係る土地の面積が1,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じる高さが3mを超えるもの	●行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じる高さが3mを超えるもの

◆樹木の伐採

区 分	散居景観区域	全区域(左記区域を除く)
樹 木 の 伐 採 (除伐、間伐、整枝等の樹木の伐採、枯損又は危険な樹木の伐採、自家の生活の用に必要な樹木の伐採、仮植した樹木の伐採、測量、実地調査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採を除く。)	●高さ10m以上の樹木を5本以上伐採するもの	—

◆ 工作物

(新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)

区 分		散居景観区域	全区域(左記区域を除く)
工 作 物	新 設 ・ 移 転 ・ 増 築 ・ 改 築	垣(生け垣を除く。)、柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物	● 高さが2mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの ※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さ及び長さとする。
		煙突、排気塔その他これらに類する工作物	● 高さが13mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)
		装飾塔、記念塔、物見塔、風車、彫像、記念碑その他これらに類する工作物	● 高さが20mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)
		高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物	※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さとする。
		電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 (旗ざお及び次項を除く。)	● 高さが30mを超えるもの ※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さとする。
		電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	● 高さが20mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)
		コンクリートプラント、アスファルトプラント、クランチャープラントその他これらに類する製造施設	又は ● 築造面積が30㎡を超えるもの (増築又は改築に係る築造面積が10㎡以下のものを除く。)
		石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設	● 築造面積が1,500㎡を超えるもの (増築又は改築に係る築造面積が150㎡以下のものを除く。)
		観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さ若しくは築造面積とする。
		自動車車庫の用に供する立体的な施設	● 届出対象行為に該当する工作物の外観面積の1/2を超える変更
工 作 物	新 設 ・ 移 転 ・ 増 築 ・ 改 築	ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	● 届出対象行為に該当する工作物の外観面積の1/2を超える変更
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	● 届出対象行為に該当する工作物の外観面積の1/2を超える変更

※ 広告塔、広告板などに関しては、富山県屋外広告物条例に基づく申請となります。